

市町村森林所有者情報活用推進事業補助金交付要綱

平成29年5月10日付け29森政第84号

(趣旨)

第1 この要綱は、市町村森林所有者情報活用推進事業実施要領（平成29年3月28日28林整計第399号 林野庁長官通知）に基づき、市町村が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要綱において「市町村森林所有者情報活用推進事業」とは、次の各号に掲げる内容をいう。

(1) 林地台帳を管理・活用するためのシステムの整備

市町村が林地台帳及び地図を管理・活用するために必要な森林GISシステムの導入、既存森林GISへの林地台帳管理機能の追加、林地台帳を管理する簡易なプログラムの構築等

(2) 森林簿と林地台帳の共有管理システムの導入

都道府県が作成する森林簿等の森林資源情報と市町村が作成する林地台帳情報を共有化するために必要なシステムの導入

(経費及び補助率)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費は次のとおりとし、これに対する補助率は2分の1以内とする。

(1) 技術者給

事業を実施するうえで必要となる技術を要する者（主任技師、技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業者負担を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。

(2) 賃金

事業を実施する上で必要となるアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 旅費

事業を実施するために必要となる資料の収集、現地調査の実施に伴う旅行に必要な経費とする。

(4) 需用費

事業を実施するために必要となる消耗品費、燃料費、印刷製本費等の経費とする。

(5) 役務費

事業を実施するために必要となる通信運搬費等の経費とする。

(6) 委託料

事業を実施するために必要となる資料作成、測量・調査等の委託料とする。

(7) 使用料及び賃借料

事業を実施するために必要となる機械器具、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。

(8) 備品・資機材購入費

事業を実施するために直接必要な備品・資機材（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるもの、保守に関する経費を除く。）を導入するために必要な経費とする。

(交付の条件)

第4 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 経費または事業の内容を変更しようとするときは、速やかに地域振興局長（以下「局長」という。）に申請してその承認を受けるものとする。
- (2) 事業を廃止しようとするとき、又は遂行が困難になったときは、速やかに局長に申請してその承認を受けること。
- (3) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- (4) 局長は、前各号に掲げるもののほか、補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用法その他について条件を付することができる。

(補助金交付申請書等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、市町村森林所有者情報活用推進事業補助金交付申請書によるものとする

2 前項に規定する書類の提出期限は、別に定めるものとする。

(計画変更等)

第6 第4第1号及び第2号に掲げる申請は、次の各号に定める様式によるものとする。

(1) 事業の内容等の変更

市町村森林所有者情報活用推進事業補助金変更承認申請書

(2) 事業の廃止

市町村森林所有者情報活用推進事業補助金廃止承認申請書

(補助金交付の請求)

第7 補助金の交付を請求しようとするときは、市町村森林所有者情報活用推進事業補助金交付請求書を局長に提出して行うものとする。

(申請書等の様式)

第8 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の提出)

第9 規則及びこの要綱により市町村長が提出する書類は、局長へ提出するものとする。

附則

この要綱は、平成29年度事業から適用する。